

マッサンバさんへの難民不認定処分取消判決の確定にあたって

2015年10月5日

難民マッサンバさんを支える会

私たちは、コンゴ民主共和国出身の難民マッサンバ・マンガラさんが2013年4月に提訴した難民不認定処分取消訴訟を支援するために立ち上げられた市民団体です。

2015年8月28日、東京地裁は、被告（国）が原告に対して行った難民不認定処分を取り消し、法務大臣に対し原告を難民と認定することを義務付ける判決を言い渡しました。被告国側は、これに対して控訴を断念し、9月12日判決が確定しました。

マッサンバさんが日本に入国して難民申請をし、この度の判決を得るまでには7年近くの時間を要しました。この間、マッサンバさんは入国管理局に収容されたり、裁判の中では被告（国）側からまるでテロリストであるかのように言及されたりしました。こうした人道上の問題は決して見過ごすことはできません。また、難民不認定処分とされてからは、就業が認められない中で保護費も打ち切れ、非常に苦しい生活も強いられました。マッサンバさんが難民申請をした段階で難民として認められていればこのような不遇に合う必要はありませんでした。私たちは、マッサンバさんが命がけで出国し、たどりついたこの地でさらなる人権侵害を受ける事態に遭遇したことに強く抗議します。

さらに、この裁判を通して、密室で行われている難民審査の過程で、以下のような重大な誤りが犯されていたことが明らかになりました。

1. 本人の供述の評価の誤り

この度の確定判決は、原告が自国の現政権と対立する政治団体で活動し、難民として出国するに至った事情についての本人の供述を、大筋において首尾一貫しており、難民審査から裁判に至るまで揺らいでいないとして、これを信用できるものと評価し、ほぼ原告の陳述と提出証拠に沿って事実認定を行いました。

しかるに、法務省の審査過程では、疑問点を本人に糾して充分弁明の機会を与えることなく、不自然、不合理である、にわかに信じがたい等の主観的判断でこれを退けていました。このような誤りが起こるのは、難民審査において立証責任のすべてを申請者に負わせていることに依存して、安易に申請者に不利な判断をしていることの証左です。また、裁判所の公正な判断と真っ向から矛盾するこれらの判定は、難民と認定しないことを前提にした悪意ある予断が引き起こしたものと云わざるをえません。

身一つで難を逃れてくる難民申請者にとって、このような恐るべき非人道的な取扱で処分が行われていることが、この裁判を通して明らかになりました。

2. 重大な証拠の見逃し

確定判決は、原告の供述の真実性を裏付ける重要な証拠として、原告の所属していた政治・宗教団体がコンゴ政府にどのような弾圧を受けていたのかを示す国連調査団報告書を取り上げました。

しかるに、法務省の審査過程では、申請者が証拠としてこの文書の一部を提出しており、

日本政府機関が容易に入手できる国連文書であったにもかかわらず、全文を取り寄せることもなく、これに目を通していませんでした。その結果、コンゴ政府当局による訴追を「正当な警察権の行使」と誤って判断し、申請者に対し政治弾圧が加えられていたことを見逃しました。これは重大な職務怠慢であったことが、今回の確定判決により明らかになっています。

3. 重大な証拠の読み誤り

確定判決は、本人が所持していた検察局の「出頭命令書」や家宅搜索令状等の証拠書類に基づき、原告に対する政府当局の個別的訴追があったことを認定しました。

しかるに、法務省の審査の過程では、これらの書類を「逮捕令状」と誤認し、本人が所持していることが不自然としてその真正性を否認して処分が行われました。これは、基本的文書の初歩的誤読であり、審査過程がいかに不誠実かつずさんであったかを証示しています。また審査担当者（異議申し立て審理に立ち会った難民参与員も含め）の適性を疑わせるに十分な事実です。

マッサンバさんは難民申請者の中ではめずらしいほどに自身の難民性を立証するのに有利な証拠を持参して来ていました。そのマッサンバさんでさえ不認定処分になっていたという事実を私たちは見過ごすことができません。またこの7年近くにも及んだマッサンバさんの苦勞と、それを支えてきた人々の努力、思いは、もはやマッサンバさんの人生だけにおさまるものではなくなりました。

私たちにはこの経験を日本社会の構成員の責任として受け止め、これからの日本での難民の状況を改善させるための手がかりとすることを願います。そのため、以下のことを法務大臣に要請します。

- (1) マッサンバさんの難民不認定処分の誤りに陥った原因が何処にあったかを厳しく検証し、マッサンバさんに謝罪してください。
- (2) 申請者の陳述や提出証拠に疑問があれば、それを開示して弁明や証拠補充の機会を与えるなど、難民審査過程を透明化してください。
- (3) 難民審査過程において、立証責任がすべて申請者側に課せられているのを改め、立証も反証も困難な陳述に関しては UNHCR 「難民認定基準ハンドブック」(95) が求めているとおり「灰色の利益」(benefit of the doubt) を認めてください。
- (4) 入国審査官から難民調査官が任命される現行制度は、資質、知識、能力、訓練、経験のいずれから見ても、現場に不可能を強いる結果になっています。難民認定の制度設計そのものから見直してください。

以上

難民マッサンバさんを支える会

横浜市中区寿町 3-10-13 金岡ビル 505 カラバオの会気付

TEL 045-662-5699

Email: kalabaw77@nifty.com